

「島田市建築審議会条例」の制定と「建築審議会」を例規で規定する 条例、施行規則の一部改正について

都市基盤部建築住宅課

1 建築審議会の概要

- 本市では、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築基準法第49条第1項または同法第68条の2第1項の規定に基づき、指定する区域内における建築物等の制限を設ける条例、施行規則を整備している。
- 当該条例等の施行に関して重要な事項については、市長の諮問に応じ、その内容等を審議するため、「建築審議会」を置くと規定している。
- 現在、該当する条例、施行規則は以下のとおりとなっている。

- 島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例・同条例施行規則
- 島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例・同条例施行規則
- 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例・同条例施行規則

2 改正等の背景

- 令和元年5月31日 行政総務課参事発出「附属機関等に関する指針について」では、「島田市附属機関等に関する指針」を制定し、令和2年4月1日から施行する予定であることが記されている。
- 当該指針において、「既設附属機関等の見直し」として、設置目的、所掌事務が類似しているもの等については、統合を検討するとしている。
- このため、建築住宅課が所管する上述1で記した条例、施行規則に規定する「建築審議会」を島田市建築審議会として統合し、根拠条例を制定するとともに、建築審議会を規定している各条例、施行規則について所要の改正を講じる。

【島田市附属機関等に関する指針】(抜粋)

2 定義

この指針において「**附属機関等**」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)第2条第1項に規定する実施機関が市民、学識経験者等の意見を聴き、その内容を市政に反映させることを目的として設置した協議会等であってその設置について実施機関が規則で定めるもの又は要綱に定めて告示するものをいう。

4 既設附属機関等の見直し

既設の附属機関等については、次に掲げる基準により、不断に見直しを行うとともに、整理・合理化に努める。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、**統合を検討するものとする。**

ア 設置目的、所掌事務が類似しているもの

イ その他効果的、効率的な行政運営の観点から統合が望ましいもの

3 改正等の内容

【制定】

○島田市建築審議会条例

【一部改正】

- 島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例・同条例施行規則
- 島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例・同条例施行規則
- 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例・同条例施行規則



■ 建築審議会条例

各条例及び施行規則のうち、建築審議会に係る規定を建築審議会条例に統合する。

■ 各条例・同条例施行規則

各建築審議会の規定を削除するため一部を改正する。

■ 建築審議会の規定を統合する理由→「附属機関等に関する指針」に掲げる、設置目的、所掌事務が類似

	項目	島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例・同施行規則	島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例・同施行規則	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例・同施行規則	
条例	設置目的	建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づき、島田都市計画特別用途地区における大規模集客施設制限地区内の <u>建築物の建築の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的</u> とする。	建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、 <u>建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的</u> とする。	建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、 <u>建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的</u> とする。	
	人数	委員 5 人で組織する。			
	委嘱等要件	法律、建築、都市計画、行政等に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。		法律、建築、都市計画、行政等に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。	
	任期	2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。			
	再任の有無	再任されることができる。			
	守秘義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。			
	審議会の手続き等	建築審議会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開する。ただし、建築審議会は、必要に応じ、その手続及び公文書を、議決により公開しないことができる。			
施行規則	会長	会長を置く。			
	会長の選出	委員の互選により定める。			
	会長の役割	会務を総理し、建築審議会を代表する。 建築審議会の会議の議長となる。			
	会長の代理	会長に事故があるときは委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。			
	会議の招集	会長が招集する。			
	開催要件	委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。			
	議事の採決	出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。			
	利害関係に係る議事	自己又は三親等以内の親族の利害に関係する事案については、議事に加わることができない。			
	庶務	都市基盤部建築住宅課において処理する。			
委員	任期	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ※審議会開催実績なし			
	名簿	区分	所属	氏名	備考
		法律・行政	静岡県中部支援局技監兼危機管理課長	井倉 基	
		建築・行政	静岡県島田土木事務所建築住宅課長	富田 征範	
		商工経済	島田商工会議所専務理事	北川 雅之	
		建築	志太建築士会	寺尾 昇人	
都市計画・行政	島田市都市基盤部長	田崎 武明			